

平成 21 年 9 月 16 日

株式会社 TOKYO AIM 取引所によるパブリック・コメントの実施について

平素は、当取引所の市場運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

当取引所は、取引参加者による組織再編の承認等に係る取引参加者規程等の取引所規則の一部改正を行う予定です。概要は以下のとおりです。

制度要綱「取引参加者による組織再編の承認等に係る取引参加者規程等の一部見直しについて」（別紙参照）

当該制度要綱についてのご意見等は、会社名、氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先を明記の上、下記の要領で、平成 21 年 10 月 15 日（木）までにご提出ください。

当該制度要綱は、当取引所ホームページ <http://www.tokyo-aim.com/> において掲載しております。

記

1. ご意見の提出期限
平成 21 年 10 月 15 日（木）※郵送の場合は当該日必着
2. ご提出方法
電子メール、郵送、ファクシミリ
3. 宛 先
・電子メールアドレス：regulation@tokyo-aim.com
・住 所：
〒103-0026
東京都中央区日本橋兜町 2-1
東京証券取引所ビル 7 階 自主規制グループ
・F A X 番 号： 03-5652-9847
4. ご意見に対する回答方法
提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行います。提出された意見については、適宜整理したうえ、これに対する当取引所の考え方を併せて、平成21年10月16日（金）以降、当取引所ホームページ<http://www.tokyo-aim.com/>において公表します。
なお、提出された意見を公表する際には、原則として、法人・団体名等の個別名を明示することとします（ただし、個人の方については、「個人」と記載します）。また、提出された意見については、個別には回答はいたしません。

以 上

[利用目的] 本書類に記載の個人情報は、本件パブリック・コメントのために使用することを目的として提供を受けるものであり、それ以外の目的には利用いたしません。

取引参加者による組織再編の承認等に係る取引参加者規程等の一部見直しについて

平成 2 1 年 9 月 1 6 日
株式会社 TOKYO AIM 取引所

I 趣旨

当取引所の取引参加者規程では、取引参加者が合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」といいます。）を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所による承認を受けなければなりません。当該承認にあたっては、当取引所が承認に係る審査を実施し、経営の体制、財務基盤又は業務執行体制の維持に重大な影響を及ぼさないかどうかの確認を行い、当該合併等が当取引所の市場の運営に鑑みて適当であると認められる場合には承認を行うこととしています。一方で、株主総会の決議や承認を要しない簡易組織再編又は略式組織再編（以下「簡易・略式組織再編」といいます。）による合併等については、あらかじめ届出のみを行うこととしています。

しかし、昨今の取引参加者における再編の活発化に伴い、簡易・略式組織再編による合併等であっても、事業戦略の変更など取引参加者の経営の体制、財務基盤又は業務執行体制の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるケースが発生する可能性も考えられます。そこで、簡易・略式組織再編による合併等についても、一定の規模を超える場合には当取引所の承認を受けることとするなど、取引参加者管理の充実を図ることとします。

II 制度概要

項目	内容	備考				
合併等の承認等に係る取引参加者規程等の一部見直し (1)「承認事項」の範囲の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 簡易・略式組織再編による合併等として届出事項になっているものうち、次の①から⑤までに掲げる条件に該当する行為については、新たに承認事項とします。 	※簡易・略式組織再編による合併等は届出事項に、それ以外の合併等は承認事項になっています。				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行為</th> <th style="text-align: center;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併</td> <td>合併に際し交付する存続会社の株式に1株あたり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の20分の1を超える場合</td> </tr> </tbody> </table>	行為	条件	①他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併	合併に際し交付する存続会社の株式に1株あたり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の20分の1を超える場合	※簡易・略式組織再編とは、会社法（平成17年法律第86号）において株主総会の決議又は承認を要しないとされているもの（株式会社以外の者にあつては、これと同程度のもの）をいいます。
行為	条件					
①他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併	合併に際し交付する存続会社の株式に1株あたり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の20分の1を超える場合					

項目	内容	備考								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="645 229 1115 347">②分割による事業の一部の他の法人への承継</td> <td data-bbox="1120 229 1563 347">分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が分割会社の総資産額の20分の1を超える場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 351 1115 587">③分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継</td> <td data-bbox="1120 351 1563 587">分割により交付する承継会社の株式に1株あたり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する承継会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が承継会社の純資産額の20分の1を超える場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 590 1115 708">④事業の一部の譲渡</td> <td data-bbox="1120 590 1563 708">譲渡する資産の帳簿価額が譲渡する会社の総資産額の20分の1を超える場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 711 1115 874">⑤事業の全部又は一部の譲受け</td> <td data-bbox="1120 711 1563 874">譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該譲受会社の純資産額の20分の1を超える場合</td> </tr> </table>	②分割による事業の一部の他の法人への承継	分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が分割会社の総資産額の20分の1を超える場合	③分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継	分割により交付する承継会社の株式に1株あたり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する承継会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が承継会社の純資産額の20分の1を超える場合	④事業の一部の譲渡	譲渡する資産の帳簿価額が譲渡する会社の総資産額の20分の1を超える場合	⑤事業の全部又は一部の譲受け	譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該譲受会社の純資産額の20分の1を超える場合	
②分割による事業の一部の他の法人への承継	分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が分割会社の総資産額の20分の1を超える場合									
③分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継	分割により交付する承継会社の株式に1株あたり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する承継会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が承継会社の純資産額の20分の1を超える場合									
④事業の一部の譲渡	譲渡する資産の帳簿価額が譲渡する会社の総資産額の20分の1を超える場合									
⑤事業の全部又は一部の譲受け	譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該譲受会社の純資産額の20分の1を超える場合									
(2) 合併等に関する事前通知	<ul style="list-style-type: none"> 承認に係る審査基準の充足状況や手続きの瑕疵の有無等に係る審査の適正な期間を確保するため、新たに承認事項とする合併等に関する当取引所への事前通知は、原則として、当該行為の決議又は承認に係る取締役会などの意思決定機関による決定の2週間前までに行うこととします。 									
(3) 「確認書」制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 合併等の承認に係る審査において、反社会的勢力との関係がないことを示す当取引所所定の「確認書」の提出を取引参加者に求めることとします。 	<p>※現在、取引資格取得に係る審査において既に「確認書」の提出を受けていますが、合併等の扱いと同様に規則上明記することとします。</p>								
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正を行うものとします。 									

Ⅲ 実施時期（予定）

平成21年12月を目途に実施します。

以 上